

令和4年度
「人権施策の実施状況」

人権局

令和4年度「人権施策の実施状況」

この文書は、平成14年に施行した「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」に基づき、平成16年8月に策定した「和歌山県人権施策基本方針」（平成22年2月第一次改定、平成27年2月第二次改定、令和2年3月第三次改定）に則り、令和4年度に和歌山県が実施した人権施策について、公表するものです。

和歌山県人権尊重の社会づくり条例(抄)

(県の責務等)

第2条

4 県は、人権施策の推進に当たっては、人権に関する実態の把握に努めるとともに、県が実施した人権施策について定期的に公表するものとする。

(人権施策基本方針)

第4条 知事は、人権施策の総合的な推進を図るための基本となる方針を定めるものとする。

第1 人権施策の推進

1 人権教育・啓発の推進

(1) 人権教育の基本的な取組

家庭における教育の支援として、保護者に学習機会や情報を提供するとともに、子育てに関する不安や悩みを相談できる体制づくりを支援しました。

学校教育においては、教職員を対象とした校内研修用資料の作成及び配布、学校訪問による指導及び資料集の刊行等を行い、人権が尊重される環境づくりや人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することを目指す教育の一層の充実を図るとともに、子供の人権意識を高めるための教育の推進に取り組みました。

社会教育においては、県内公立小学校及び特別支援学校小学部に在籍する児童の保護者を対象として、様々な人権問題に関する学習機会の充実を図るとともに、広く県民の人権問題に対する理解と認識を深めるため、人権問題に関する学習機会の提供や指導資料等の作成、指導者の養成等を行いました。

識字問題解決のための取組や障害のある人の社会参加や学習活動を支援するための取組を推進するなど、人権課題解決のための社会教育活動の充実を図りました。

また、年齢、国籍に関係なく、学べる機会を提供するため、定時制・通信制高校において「学び直し講座」を実施しています。

(2) 人権啓発の基本的な取組

県民全体の人権意識の高揚を図るため、「(公財)和歌山県人権啓発セン

ター」を核に、参加体験型を中心として学びの場や考えるきっかけと素材の提供、マスメディアを活用した広報・啓発及び国・市町村・関係団体と連携した啓発活動を展開しました。

特に、「同和運動推進月間（11月1日～11月30日）」「人権を考える強調月間（11月11日～12月10日）」において、講演会の開催等各種啓発活動に重点的・集中的に取り組みました。

さらに、企業や団体が実施する人権研修への講師派遣、企業や団体の研修責任者を対象とした人権研修の実施など、企業等において人権が尊重される職場づくりに向けた取組が一層推進されるよう支援しました。

(3) 特定職業従事者に対する教育・啓発の充実・強化

行政職員、教育職員、警察職員、消防職員、医療・福祉関係職員等を対象とする人権研修を実施するとともに、研修指導者の養成に努めました。

(4) 人材の育成と調査・研究の推進

人権教育・啓発が地域・職場等に浸透するよう、指導者の育成に努めました。

感性が発達する幼児期（3～5歳児）に「思いやり」や「いたわり」の心を育み人権を尊重できる子供を育てることを目的とした「人権感覚を育てよう」プログラムを普及させるため、幼稚園等への出張講座の開催等に取り組みました。

2 相談・支援・救済の推進

人権に関する様々な相談に対し、総合的な窓口や専門的に対応できる窓口を設置するとともに、県広報紙等に人権相談窓口の一覧を掲載し、県民への情報提供を行いました。

県内の各相談・支援機関の連携強化や相談実務担当者の知識・技能向上を図ることにより、相談支援体制の充実・強化に努めました。

人権侵害事件については、行政が主体的に取り組む必要があるとの認識のもと、市町村等と連携して被害者の救済を図るとともに、国に対して被害者の救済に関する法制度の早期整備を要望しました。

第2 分野別施策の推進

1 環境と人権

県民一人一人の環境保全に関する意識の醸成を図るため、環境学習アドバイザー派遣やわかやまこどもエコチャレンジなど環境学習を推進しました。

また、和歌山県地球温暖化防止活動推進センターとともに地球温暖化対策に関する普及啓発活動に取り組みました。その一環として、大人と子供が一緒に環境について学ぶ環境イベント「おもしろ環境まつり」をオンライン開催しました。これらの活動は、ホームページや「エコの和」（SNS）を通

じて広く県民に情報発信しました。

和歌山県ごみの散乱防止に関する条例に基づき、学校等での「出張！県政おはなし講座」の開催のほか、ラジオ等を活用した啓発活動を行いました。

2 情報と人権

県民の「知る権利」を尊重し、また、個人情報 を適正に取り扱うため、県職員を対象に情報公開及び個人情報保護制度に関する研修を行うとともに、情報セキュリティ研修や情報漏えい防止のためのコンピューターウイルス侵入対策、各所属に設置した情報セキュリティ管理者による所属内点検の実施等、情報セキュリティの確保に努めました。

住民票の写し等の不正取得を抑止する効果が見込める登録型本人通知制度について、制度の周知と登録の促進を市町村と連携し進めました。

近年、インターネット上で、他人を誹謗中傷する書き込みや差別を助長する書き込み等による人権侵害が発生していることから、地方法務局等と連携してプロバイダ等への削除依頼を行うなど、被害の拡大防止を図りました。

併せて、インターネット上の人権侵害防止を図るため、県広報紙を活用した啓発を行うとともに、インターネットの利用に際しての留意点について考える講演会や企業の協力を得て参加体験型の講座、市町村職員等に対してインターネット上の人権侵害に関する研修会を実施しました。

3 災害と人権

県民の防災意識の高揚と地域の防災力向上を図るため、防災講習会や啓発の実施、地域防災リーダーの育成等を行いました。

災害発生時の避難等に特に支援を要する避難行動要支援者が、安全に避難できるよう必要となる資機材を整備する市町村に対して支援しました。

障害のある人や高齢者等、避難所生活で特別な配慮を必要とする人のために必要に応じて開設される福祉避難所のうち、障害のある人の特性に配慮したきめ細やかな対応ができる福祉避難所をホームページで公開しました。

また、福祉避難所についての理解の促進を図るため、市町村ヒアリングや会議を実施し、災害時においても人権が十分に尊重されるよう取組を推進しました。

4 女性の人権

「和歌山県男女共同参画基本計画」に基づき、「和歌山県男女共同参画センター“りいぶる”」を核に男女共同参画の社会的気運醸成のための啓発を推進するとともに、政策・方針決定過程や働く場、家庭における男女共同参画を推進するため、人材の育成や、広報・啓発の実施及び事業者、市町村等の取組を支援しました。

女性に対するあらゆる暴力的行為の根絶に向け、関係機関との連携を図り、啓発・教育、相談、援助及び保護等を実施しました。

特に、若年層への啓発を強化するため、デートDV防止出前講座を中学校、高等学校において実施しました。

また、ストーカー行為に対し被害者への支援を実施するとともに、ストーカー加害者に医療機関でのカウンセリングや治療等を推奨する施策を推進しました。

和歌山県立医科大学附属病院内に設置した「性暴力救援センター和歌山」(わかやまmine(マイン))において、関係機関と連携し被害者の緊急医療や心のケア等の総合的な支援を行いました。

警察署等の相談窓口において女性警察官の相談員を配置するとともに、性犯罪被害者に係る診断書料を公費により支援しました。

中学生、高校生を対象に、男女が互いの性を尊重する意識づくり・健康づくりを目的とした思春期講座を実施しました。

子供を産み育てたいと切望するも不妊に悩む夫婦に対し、不妊治療費の助成や専門相談など、経済面・精神面の両面から支援を実施しました。

思春期から生涯に渡り直面する女性特有の様々な健康問題についての総合的な相談を各保健所で実施しました。

育児・介護等により家庭等で仕事をすることを希望する女性等を応援するため、テレワークを紹介するイベントや研修会を開催するとともに、企業において働きやすい職場づくりを推進するため、企業向けにテレワーク導入セミナーを開催しました。

企業・団体における女性活躍の推進に向け、女性の能力が十分発揮でき、継続して働きやすい職場環境整備を促進するため「女性活躍企業同盟」の参加企業・団体の拡大に取り組みました。

また、経営層から若手女性従業員までそれぞれの役職等に対応した階層別セミナーを実施しました。

仕事と子育てが両立できる社会の実現に向け、「わかやま結婚・子育て応援企業同盟」において、行政と企業とが連携し、結婚や子育てについての社会機運の醸成を図りました。

働きやすい職場環境づくりに向け、中小企業融資制度の対象に「託児施設」や「女性更衣室」の整備を追加しており、事業者の設備投資を促進しました。

結婚・出産等で離職した女性等の再就職を支援するため、企業との協働による和歌山独自の就活サイクルの取組を推進しました。

子育てしながら就職に必要な知識・技能を習得できるよう、託児サービスが利用できる職業訓練を実施しました。

5 子供の人権

子育てに関するワークショップや幼児期から人権感覚を育むための出張講座を開催しました。

日常生活の中で、また身近な地域において、幼少期からの運動遊びやスポーツ活動への参加のきっかけづくりとして、情緒に障害のある子供を対象に、スポーツに親しむ機会を提供し、健康の保持増進を図るための体操教室を実施しました。

「和歌山県子供・若者計画」、和歌山県子ども・子育て支援事業支援計画「紀州っ子健やかプラン2020」に基づき、市町村と連携した子供・子育て支援の充実を図りました。

児童虐待問題が深刻化する中、「和歌山県子ども虐待防止基本計画」に基づき、児童虐待の未然防止、早期発見、一時保護、里親制度の普及等に取り組みました。児童相談所においては、児童虐待対応を含む全ての相談・支援を一貫して行うとともに、相談員による24時間対応の電話相談を実施しました。

一時保護中の児童本人が、児童相談所により重要な意思決定が行われる場面や一時保護施設での生活の場面において意見表明ができるよう、アドボケイト（児童の声を聴き、代弁する者）派遣による支援を実施しました。

児童養護施設等の入所者及び退所者が円滑に自立できるよう、資格の取得費用や生活費等の貸付による支援を実施しました。

子育てしやすい環境づくりに向け、保育所、幼稚園等における多様な保育サービスの実施を支援するとともに、電話による救急医療相談及び保護者や子供に対する悩み事相談を実施しました。

保育人材確保のための保育士修学資金貸付等事業や潜在保育士等就職支援事業等を実施するとともに、保育所等の施設整備等を支援し、待機児童の解消対策を図りました。

青少年の健全育成を図るため、「和歌山県青少年健全育成条例」に基づき、非行防止、有害環境の浄化対策を実施しました。

児童生徒の規範意識の向上、非行防止及びいじめ問題の解決を図るため、少年サポーターによる非行防止教室や相談活動等を実施するとともに、いじめや暴力等の防止に取り組むため、中学校に学校支援サポーターを派遣し、生徒への指導や教職員への助言等を行いました。

少年の非行防止、健全育成及び立ち直り支援の充実を図るため、地域の中核となる人を少年警察ボランティアに委嘱し、非行少年等の早期発見のための補導、被害少年の保護に向けた少年相談、少年を取り巻く有害環境の浄化及び非行防止のための啓発活動を行いました。

また、大学生を学生サポーターとして委嘱し、少年の社会参加活動や非行少年等に手を差し伸べる立ち直り支援活動を行いました。

教育委員会及び警察本部等と連携したネットパトロールの実施やインターネットを利用する際の情報モラルやマナーの向上を図るための啓発活動を行うとともに、県内全ての小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教職員を対象とした「ネット指導教員養成講座」を開催しました。

薬物乱用防止に関する啓発活動やメール及び電話による相談窓口を設置したり、「和歌山県薬物の濫用防止に関する条例」に基づく知事監視製品の指定を行いました。

県内3か所に設置している「若者サポートステーション With You（ウィズ・ユー）」において、働くことに不安のある若者の職業的自立支援を行うとともに、併設の若者総合相談窓口において若者のあらゆる相談に対応するなど、総合的な若者支援に取り組みました。

「和歌山県子供・若者計画」に基づき、子供・若者育成支援施策の一層の

推進を図りました。

児童生徒の直面する課題解決に向け、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に「スクールカウンセラー」を配置し、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るとともに、「スクールソーシャルワーカー」を配置し、関係機関との連携を図り、不登校やいじめ問題等の未然防止、早期発見、早期対応に取り組みました。

また、「不登校児童生徒支援員」を配置し、別室登校児童生徒への学習支援や登校支援を行うとともに、「訪問支援員」を配置し、自宅に閉じこもりがちな児童生徒の家庭を訪問して学習指導等を行いました。

特に、いじめ問題については、「和歌山県いじめ防止基本方針」及び各学校における「学校いじめ防止基本方針」に基づき、社会総がかりでのいじめ防止の取組を推進するとともに、弁護士等の外部専門家による学校サポートチームの運用、いじめ対応マニュアル等の活用、メール及び電話による相談事業を行いました。

また、不登校児童生徒の学校復帰と進路選択の基盤となる学力が身につくよう、ICTを活用した学習支援を実施しました。

警察本部においても、メール及び電話による相談窓口を設置し、いじめ問題の早期解決を図りました。

不登校を解消するため、「不登校問題対応の手引き」及び「不登校対応基本マニュアル」を活用し、不登校問題の未然防止や解消に向けて取り組みました。

子供が発するSOSを見逃さないための対応マニュアルを活用するなど、子供の安全・安心を守る取組の促進を図りました。

地域とともにある学校づくりをめざし、学校、地域がともに学校の運営に取り組み「きのくにコミュニティスクール」を推進しました。

「教育相談電話」及び「子供SOSダイヤル（24時間対応）」により、児童生徒や保護者からの相談に直接応じるとともに、中学校及び高等学校の生徒を対象にLINEによるSNS相談「和歌山県SNS相談@」窓口を設置し、相談に応じました。

ひとり親家庭の孤立防止及びひとり親家庭支援制度の周知徹底を図るため、ひとり親家庭に対し、居宅等への訪問や、児童扶養手当現況届期間中の出張相談を行いました。また、安定した生活を送れるよう、公正証書の作成や保証会社との契約に係る費用を給付するなど、養育費の確保を支援しました。

「和歌山県子供の貧困対策推進計画」を令和4年3月に改定し、その計画に基づき、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境の整備と教育の機会均等を図りました。

全ての子供たちが安心して地域の大人とかわり、社会性をはぐくむ場として、食事を提供し、学習支援や地域交流の拠点となる子供の居場所づくりに取り組んでいる団体を支援するとともに、主に小学校4年生から6年生を対象に、学習支援や地域の大人との交流の機会を提供する、公民館等を活用した「子どもの居場所づくり」を推進しました。

経済的事情により、高等学校や大学等の修学が困難な生徒に対して、奨学

金等の貸与を行うとともに、進学意欲と学力が高いにもかかわらず、経済的な理由により大学等への進学が困難な学生を支援しました。

6 高齢者の人権

全国に先行する形で高齢化が進行する中、「高齢者が安心して、いきいきと暮らすことができる和歌山」の実現をめざして、「わかやま長寿プラン2021」に基づき、高齢者の人権を尊重した介護サービスの推進や高齢者虐待防止をはじめとする高齢者の人権に関する啓発活動、地域社会活動への参画や就労機会の確保支援等の生きがい対策を推進しました。

介護を必要とする状態になることを予防する取組、認知症に対する正しい知識の普及・啓発活動や認知症サポーターの養成等を推進しました。

若年性認知症の人やその家族の負担を軽減するため、若年性認知症コーディネーターを配置し、本人や家族への寄り添いや福祉サービス等への同行支援等を実施しました。

高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らすことができるよう、住民や関係機関が相互に連携協力し、地域における見守りや支え合いの取組を推進しました。

高齢者をはじめとするすべての人の移動及び施設の利用の利便性と安全性の向上を図るため、公共交通機関、公共的施設等のバリアフリー化を促進しました。

運動機能が低下し支援が必要となった高齢者が再び自立した生活を送れるよう、市町村への人的支援や人材育成等、自立支援型ケアを推進しました。

ボランティアやNPO活動など、高齢者の方が社会参加活動を通して生きがいと健康づくりを促進するため、「わかやま元気シニア生きがいバンク」を実施しました。

7 障害のある人の人権

障害のある人もない人も社会の一員として互いに人権を尊重し合い、支え合って共に生きる「共生社会」を実現するため、「紀の国障害者プラン2018」に基づき、障害や障害のある人に対する県民の理解を深めるための啓発活動を行うとともに、特別支援教育の充実、地域生活を支えるための相談支援体制及び生活の場となるグループホーム等の整備充実を図りました。

県内7か所の障害者就業・生活支援センターにおいて生活面、就労面の一体的な支援を行うとともに、職業訓練やジョブサポーター派遣等による総合的な就労支援策を推進しました。

企業における障害者雇用並びに障害者就労施設等からの物品や役務の調達促進に取り組みました。

また、県においても、障害のある人の雇用促進に取り組むとともに、職員本人や職場の支援担当者等の相談窓口として「障害者職業生活相談支援員」の設置や、職員の障害に関する理解促進を図るための研修など、働きやすい職場環境整備に取り組みました。

障害のある人の社会参加を促進するため、県有施設をはじめ多数の人が利用する施設や公共交通機関等生活空間のバリアフリー化に取り組むとともに、「和歌山県障害者等用駐車区画利用証制度」を実施するなど、障害のある人などのための駐車区画の適正利用を推進しました。

IT等を活用した情報のバリアフリー化の推進等コミュニケーション支援体制の充実を図りました。

障害者虐待の未然防止と早期対応を図るため、虐待防止に関する普及啓発や研修等に取り組みました。

障害の特性や、障害のある人が必要としている配慮について理解し、困っている場面で積極的にサポートする「あいサポート運動」を推進するとともに、外見から障害等のあることのわからない人が周囲に援助や配慮を必要としていることを知らせる「ヘルプマーク」の交付や、新型コロナウイルス感染予防のためのマスク等の着用が、障害等の様々な原因により困難であることを周囲に理解してもらうための「意思表示カード」を交付するなど、誰もが暮らしやすい社会づくりに取り組みました。

身近な地域で発達障害についての相談・支援を受けられるよう、和歌山県発達障害者支援センター（ポラリス）に発達障害者地域支援マネージャーを配置するとともに、市町村職員等に対して専門的知識・技術を習得できる研修を実施し、相談・支援体制の強化を図りました。

手話言語条例に基づき、手話の普及や習得の機会の確保など手話を使いやすい環境づくりを進めました。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」に基づき設置している和歌山県障害者差別解消支援地域協議会において、障害者差別に関する相談対応等について、情報共有を図るとともに、障害に対する理解や障害のある人の社会参加のために必要な支援等を広げるための取組を推進しました。また、「障害を理由とする差別の解消を推進するための和歌山県職員対応要領」「障害を理由とする差別の解消を推進するための和歌山県教育庁及び学校以外の教育機関の職員対応要領」「障害を理由とする差別の解消を推進するための和歌山県立学校職員対応要領」「和歌山県警察における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、職員一人一人が障害の特性や障害のある人に対する理解を深め、必要な配慮を適切に提供できるよう取り組みました。

8 同和問題（部落差別）

平成28年に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」において、地方公共団体は、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会の実現を目指すことが求められていることや、本県においても今もなお部落差別が発生していることなどから、令和2年3月に「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」を施行（令和2年12月一部改正）し、行政、県民、事業者等が一体となって、部落差別の解消に取り組んでいます。

条例の趣旨などについては、リーフレットやポスターをはじめ、広報紙や

テレビなどの県広報媒体等を活用して、県民や事業者等に対して周知するとともに、隣保館をはじめとする市町村の職員や企業の研修責任者、また、県内の相談・支援機関等で構成する和歌山県人権相談ネットワーク協議会会員等を対象とした研修会において説明するなど、あらゆる機会を通じて周知を行いました。

また、同和問題に対する正しい理解と認識を深めるため、啓発資料等を作成するとともに、「同和運動推進月間（11月1日～11月30日）」において特別講演会を開催するなど集中的な啓発活動に取り組みました。

さらに、（公財）和歌山県人権啓発センターや人権局、各振興局において、同和問題（部落差別）に関する相談に対応するとともに、同和問題（部落差別）に悩んでいる人からの相談に、相談担当者が適切に対応することができるよう、和歌山県人権相談ネットワーク協議会や人権局・各振興局等人権担当職員研修を開催し、相談担当者の資質向上を図りました。

人権侵害事件に対しては、市町村等と連携を図りながら、本条例に基づき取り組みました。

また、学術研究機関と連携を図りながら、インターネット上での同和問題に係る差別書き込みに関するモニタリングを実施し、他人を誹謗中傷する書き込みや差別を助長する書き込みの特定を行いました。特定した差別書き込みについては、プロバイダに対して削除要請を行うとともに、地方法務局からもプロバイダに対して削除要請するよう依頼し、被害の拡大防止を図りました。併せて、市町村職員等に対しては、インターネット上の人権侵害の現状や県のモニタリングの取組内容に関する研修会を開催するとともに、県と市町村のモニタリングに関する連携を図るための情報交換会を行い、県民に対しては、インターネットの利用に際しての留意点について考える研修会や参加体験型の講座を実施しました。

また、県民の同和問題（部落差別）に関する意識等の実態を把握し、これまで実施してきた施策の効果検証と今後の施策の方向性を導き出すための基礎資料とするために、同和問題（部落差別）に関する県民意識調査を実施しました。

さらに、産業・就労や教育等において残されている課題の解決に向けて取り組みました。

教職員、保護者、社会教育関係者等を対象に、部落差別の学習手引書である、人権学習パンフレット「部落差別の解消に向けて～差別のない社会をめざして～」を活用し、様々な機会をとおして研修しました。

9 外国人の人権

外国人が安心して暮らせる環境づくりに向けて、外国人に対する理解と認識を深めるための講座開催による啓発や相談支援を実施するとともに、日本語指導が必要な児童生徒の実態に即した教育環境の整備を行いました。また、外国語による対応が可能な医療機関の情報提供を実施するとともに、外国人対応に関する医療機関からの電話相談窓口を設置しました。

外国人に対し、新型コロナウイルス感染症予防に関する情報提供を多言語

で行うとともに、新型コロナウイルス感染症関連の相談に対応しました。

また、外国人向け防災ガイドやDVDの配布をはじめとする外国人等への災害予防対策に取り組みました。

さらに、ハイトスピーチ解消法について県及び県内市町村の人権担当者向け研修において説明を実施し、理解促進に努めました。

10 感染症（ハンセン病、HIV等）・難病患者等の人権

ハンセン病やHIV等の感染症、難病に対する差別や偏見を払拭するため、正しい知識の普及啓発に取り組みました。

障害者総合支援法に基づき、難病等の方々に対象に関係機関の連携による障害福祉サービス等の支援を行いました。

指定難病及び小児慢性特定疾病等に対する医療費助成等により良質かつ適切な医療の提供を図るとともに、県立保健所や難病・子ども保健相談支援センターを中心に、難病患者や長期の療養を要する子供とその家族への相談支援を実施しました。

在宅で療養する難病患者の家族の体力的・心理的負担を軽減するため、在宅難病患者の家族への支援を実施しました。

新型コロナウイルス感染症が発生し、未知のウイルスである新型コロナウイルスに対する不安やおそれから、感染者やその家族、医療従事者等への誹謗中傷等が発生していることなどを受け、令和2年1・2月に「和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例」を施行し、誹謗中傷等が行われない社会を実現するための施策に取り組みました。

条例の趣旨などについては、リーフレットをはじめ、広報紙やテレビなどの県広報媒体等を活用して、県民や事業者等に対して周知するとともに、市町村職員や、県内の相談・支援機関等で構成する和歌山県人権相談ネットワーク協議会会員等を対象とした研修会において説明するなど、あらゆる機会を通じて周知を行いました。なお、誹謗中傷等は名誉毀損罪や業務妨害罪などの刑事上の責任が問われ、懲役などの刑事罰が科される場合があるだけでなく、被害者から損害賠償を請求されたりする場合もあることから、被害者のみならず、誹謗中傷等を行った人自身の人生も変えてしまうことを、ホームページで周知しました。

また、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等に関する専用の相談窓口「コロナ差別相談ダイヤル」を設置し、新型コロナウイルス感染症に係る人権相談に対応し支援しました。加えて、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等に悩んでいる人からの相談に、相談担当者が適切に対応することができるよう、和歌山県人権相談ネットワーク協議会や人権局・各振興局等人権担当職員研修を開催し、相談担当者の資質向上を図りました。

さらに、インターネット上での新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等に関するモニタリングを実施し、他人を誹謗中傷等する書き込みや差別を助長する書き込みの特定を行いました。特定した差別書き込みについては、プロバイダに対して削除要請を行うとともに、地方法務局からもプロバイダに対して削除要請するよう依頼し、被害の拡大防止を図りました。併せて、

市町村職員等に対して、県のモニタリングの取組内容についての研修を行いました。

11 犯罪被害者等の人権

犯罪被害者等の現状や支援の必要性について県民の認識を深めるため、民間団体と連携した広報啓発活動や犯罪被害者等からの相談に対し、必要な情報提供や助言を行いました。

平成31年4月に、「和歌山県犯罪被害者等支援条例」を施行し、犯罪被害者等を対象とした、無料弁護士相談制度と、被害後の経済的支援を目的とした生活資金貸付制度を運用しています。

令和2年4月には、犯罪被害者等の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、「和歌山県犯罪被害者等支援基本計画」を策定しました。また、条例・計画の周知のため、市町村担当者を対象とした研修会や、警察・（公社）紀の国被害者支援センターと合同での啓発活動等を実施しました。

令和4年11月には、事件・事故直後から相互に連携を図り、効果的かつ円滑な支援を行うため、警察、弁護士会、（公社）紀の国被害者支援センターで三者協定を締結しました。

また、犯罪被害者等の再被害防止及び重大な犯罪の未然防止を図るために、警察等関係機関と連携を強化するとともに、定期的に県内の自主防犯組織に対して効果的な防犯の取組や犯罪の手口等について情報を提供しました。

12 自殺

平成30年4月に策定された、「和歌山県自殺対策計画」をもとに、市町村及び民間団体と協力し相談員等の養成、電話等による相談支援、自死遺族へのケア、自殺ハイリスク地における自殺防止のパトロール強化、自殺企図者に対して、衣食住の提供や健康診断の実施により、生活基盤の安定を図り、自立を支援しました。

障害福祉課と和歌山県精神保健福祉センターで設置する和歌山県自殺対策推進センターにおいて、自死遺族等への相談支援を行うとともに、自殺に関する正しい知識の啓発、24時間365日の電話相談、LINEによるSNS相談、自殺の再企図防止を目的とした自殺未遂者支援事業を二次救急医療機関に拡大する等の自殺対策を進めました。

13 ひきこもり

和歌山県精神保健福祉センターに設置している和歌山県ひきこもり地域支援センターにおいて、電話相談窓口の設置やひきこもり者を家族に持つ方への支援等を行いました。

また、県内のひきこもり支援関係機関等の従事者を対象にした人材養成研修会を実施し、支援に必要な知識や技術等の理解を深めました。

14 刑事手続きに関わりをもった人

刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識をなくすため、啓発活動を進めました。

和歌山県地域生活定着支援センターを拠点に、刑務所等の矯正施設から出所する人のうち、福祉的な支援を必要とする高齢者や障害のある人の社会復帰を支援しました。

令和3年5月には、犯罪をした者等を社会復帰へとつなぐための支援を推進し、安全で安心して暮らせる社会を実現するため、「和歌山県再犯防止推進計画」を策定しました。同計画に基づき、「再犯防止推進月間」には集中的な啓発活動を実施し、罪を犯した者に対する県民の理解促進を図りました。

15 ホームレス

ホームレスに対しては、生活保護を適用し自立を支援するとともに、「ホームレスの実態に関する全国調査」を実施し、状況を把握しました。

ホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある生活困窮者が困窮状態から早期脱却できるよう自立相談や就労支援に取り組みました。

16 LGBTや性同一性障害のある人等の人権

LGBTや性同一性障害のある人等に対する正しい理解と認識を深めるため、啓発冊子の作成や社会教育・学校教育関係者等を対象にした研修会を開催しました。

県職員が率先して性の多様性について理解を深めるよう、職員向けのガイドブックを作成するとともに、県及び市町村の職員を対象とし、外部講師を招き研修会を実施しました。

広報誌「県民の友」において、性の多様性に関する啓発記事を掲載しました。

和歌山県男女共同参画センター“りいぶる”のLGBTQ専門相談窓口、県立保健所及び和歌山県精神保健福祉センター、（公財）和歌山県人権啓発センターなどにおいて、性的指向や性同一性障害等に関する相談を受け支援を実施しました。

17 働く人の人権

企業等に対して、ハラスメント防止等をはじめとする人権が尊重される職場づくりに向け、計画的・継続的な研修実施を働きかけるとともに、企業等の自主的・主体的な人権尊重の活動を支援しました。

また、本人の資質等に関係のない不当な扱いの防止や相談窓口の設置、育児・介護等をしながら就業を継続できる職場環境の整備に向けた働きかけや

長時間労働防止のための啓発、支援を行うことにより、働く人一人一人がそれぞれの個性や能力を発揮できる社会の実現に向けて関係機関と連携し取り組みました。

さらに、本人の資質・能力に関係のない理由で不利益をこうむることがない公正な採用選考の確立を図り、就職の機会均等が図られるよう啓発に取り組むとともに、高齢者や障害のある人等に対する就労支援を行いました。

企業や団体において、仕事と家庭を両立しやすい環境づくりを進めるため、「わかやま結婚・子育て応援企業同盟」において、参加企業の取組を周知するなど、仕事と子育てが両立しやすい職場環境づくりを促進しました。

企業や団体における女性の活躍に向けた取組の充実・拡大を図るため、「女性活躍企業同盟」において、優れた取組を行う企業や団体の顕彰や、各種セミナーの開催など女性の能力が発揮できる環境づくりの取組を促進しました。

18 北朝鮮当局による拉致問題

拉致問題をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題についての関心と認識を深めるため、県広報誌「県民の友」において、広く県民に啓発を行いました。

第3 人権行政の推進体制等の整備

1 人権行政の推進体制等の整備

(1) 県の推進体制

人権施策の全庁的な推進組織である和歌山県人権施策推進協議会を中心に、関係部局の密接な連携を図ることにより、「和歌山県人権施策基本方針」に基づく施策の効果的な推進に努めました。

(2) (公財)和歌山県人権啓発センターの充実

人権に関する情報収集・発信、人材育成、並びに効果的な啓発活動の実施や人権に関する様々な相談への対応を通して、人権教育・啓発活動を総合的に推進する拠点である(公財)和歌山県人権啓発センターの充実を図りました。

(3) 国、市町村、関係団体等との連携

和歌山地方法務局、県人権擁護委員連合会、県、市町村、(公財)和歌山県人権啓発センターで構成する県人権啓発ネットワーク協議会により、「人権週間」における集中的な啓発等に取り組みました。

市町村が取り組む人権施策に対する助成を行いました。

(4) 県民、企業、NPO等との連携・協働

企業、NPO等の団体と「和歌山県人権尊重の社会づくり協定」を締結し、締結団体に対して研修講師の派遣、人権に関する情報提供等の支援を行うと

ともに、県内企業等を対象とした講演会を開催しました。

2 人権施策等の公表と基本方針の見直し

県が実施した人権施策について公表をしました。

人権施策の推進に係る条例の制定及び改正
並びに要綱策定について

人権局

概要

人 権 局

人権施策の推進に係る県民意見募集（パブリックコメント）

和歌山県では、基本的人権、特に幸福追求権を尊重することが重要であると考えております。人権施策を一層推進していくため、人権に関わる県条例の制定・改正等を行うにあたり、下記のとおり県民の皆さまの意見を募集します。

① 障害者差別解消条例（仮称）（案）

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」に規定されている障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供を義務付けることに加え、紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制を整備します。

② 部落差別の解消の推進に関する条例の一部改正（案）

結婚及び就職に際しての身元調査又は不動産の取引に関連した調査に係る部落差別を行った県内事業者が、県からの必要な説示等に従わず、さらに県から勧告を受けても従わない場合には、その旨を公表することができるよう明記します。

③ パートナーシップ宣誓制度（案）

一方又は双方が性的少数者である二人が「パートナーシップ関係にある」と宣誓したことを証する受領証を県が交付します。ただし、法的な効力はありません。

1 閲覧及び意見の募集期間 令和5年9月1日（金）～令和5年9月30日（土）

2 閲覧方法

※ 詳細は別紙をご覧ください。

(1) ホームページ 和歌山県ホームページから閲覧・ダウンロードできます。

(2) 県の機関への備え付け

和歌山県情報公開コーナー（県庁本館2階）、各担当課 など

3 意見の提出方法及び提出先

※ 詳細は別紙をご覧ください。

様式は任意ですが、住所、氏名、電話番号、御意見を記入のうえ、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法で、担当課まで提出してください。（口頭及び電話での受付は行っておりません。）

問い合わせ先

- | | | |
|---------|----------------------|-----------------|
| ① に関する事 | 担当：障害福祉課 辻岡，松本 | 電話：073-441-2530 |
| ② に関する事 | 担当：人権政策課 清水 | 電話：073-441-2560 |
| ③ に関する事 | 担当：青少年・男女共同参画課 上田，三浦 | 電話：073-441-2510 |
| 全般に関する事 | 担当：人権施策推進課 川橋 | 電話：073-441-2566 |

※ 別紙

●閲覧方法

(1) ホームページ 和歌山県ホームページから閲覧・ダウンロードできます。
https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/000200/ikenbosyu_index.html

(2) 県の機関への備え付け

和歌山県情報公開コーナー（県庁本館2階）、各担当課に加え、

- ① については、各振興局健康福祉部総務福祉課、東牟婁振興局健康福祉部
串本支所地域福祉課、
- ② については、各振興局地域振興部総務県民課、
- ③ については、各振興局地域振興部総務県民課、県男女共同参画センター
（和歌山ビッグ愛9階）

でも閲覧できます。

●意見の提出方法及び提出先

様式は任意ですが、住所、氏名、電話番号、御意見を記入のうえ、郵送、FAX、
電子メールのいずれかの方法で、担当課まで提出してください。（口頭及び電話での
受付は行っておりません。）

なお、団体にあつては、名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号、
御意見を記入してください。

提出先

①	郵送：〒640-8585（住所記載不要）県庁 障害福祉課あて FAX：073-432-5567 電子メール：e0404001@pref.wakayama.lg.jp 件名に「障害者差別解消条例（仮称）に対する意見」と明記してくだ さい。
②	郵送：〒640-8585（住所記載不要）県庁 人権政策課あて FAX：073-433-4540 電子メール：e0214001@pref.wakayama.lg.jp 件名に「部落差別解消推進条例の一部改正に対する意見」と明記してく ださい。
③	郵送：〒640-8585（住所記載不要）県庁 青少年・男女共同参画課あて FAX：073-441-2501 電子メール：e0314001@pref.wakayama.lg.jp 件名に「パートナーシップ宣誓制度に対する意見」と明記してください。

障害者差別解消条例（仮称） （案） 関連

障害福祉課

「和歌山県障害者差別解消条例（仮称）」骨子案

1 目的

全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする。

2 定義

(1) 障害者 (2) 社会的障壁 (3) 不当な差別的取扱い (4) 事業者

3 基本理念

障害を理由とする差別の解消の推進等は、全ての県民が障害の有無にかかわらず、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられなければならないことを前提に、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- (1) 全ての障害者は、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- (2) 全ての障害者は、どこで誰とどのように生活するかについて自らの意思によって選択する機会が確保されること。
- (3) 全ての障害者は、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されること。
- (4) 全ての障害者は、その性別、年齢その他複合的な要因により特に困難な状況に置かれる場合、その状況に応じた適切な配慮がなされること。
- (5) 障害を理由とする差別及び社会的障壁に係る問題は、全ての県民の問題として認識され、障害者と障害者でない者が共に学び合うことにより、その理解が深められること。

4 県の責務

県は、障害を理由とする差別を解消するために必要な体制整備を図るとともに、共生社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する。

5 国等との連携

県は、体制整備を図り、施策を策定し実施するに当たっては、国、市町村、事業者、県民、障害者団体と協力し、連携して取り組むものとする。

6 事業者及び県民の責務

事業者及び県民は、障害及び障害者について理解を深めるとともに、県が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

7 障害を理由とする差別の禁止等

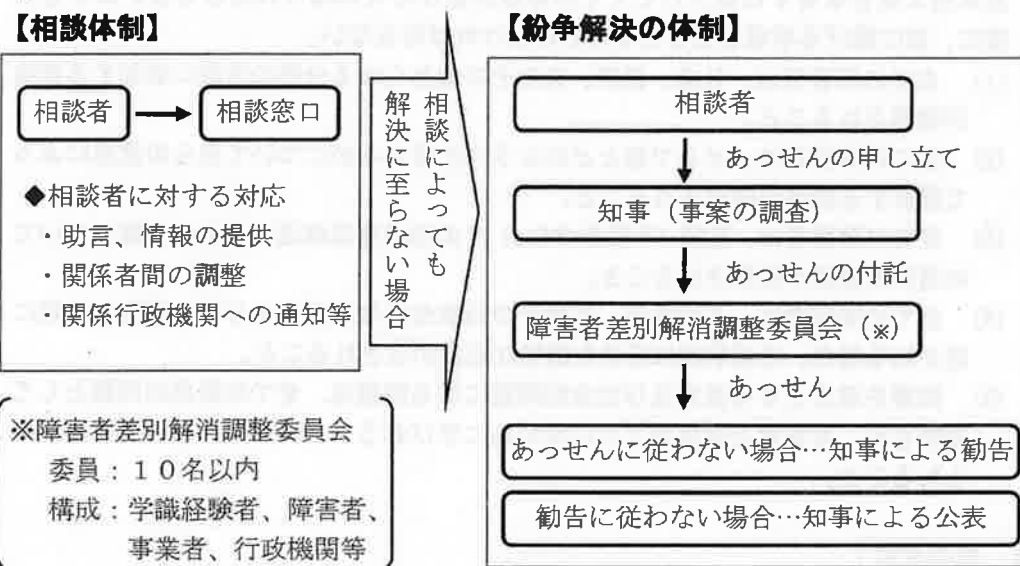
- (1) 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
- (2) 県及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、不当な差別的取扱いをしてはならない。
- (3) 不当な差別的取扱いに該当しない正当な理由があるときは、当該障害者に対し、その理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。

(4) 県及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合、実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(5) 負担が過重であることにより合理的配慮が実施できないときは、意思の表明を行った者にその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。

8 障害を理由とする差別を解消するための体制

- (1) 県は、障害を理由とする差別に関する相談に対応する。
- (2) 障害者及びその家族等は、相談による解決が見込めない場合は、知事に対し、和歌山県障害者差別解消調整委員会によるあっせんを申し立てることができる。



9 障害を理由とする差別を解消するための施策

- (1) 普及啓発
 - ・障害及び障害者に関する正しい知識の普及及び啓発を実施する。
- (2) 学校教育における理解の促進等
 - ・障害に関する正しい知識を得るための教育が行われるよう、情報を提供する。
 - ・障害者と障害者でない者が共に学び、障害の有無に関わらず十分な教育を受けることができるよう、必要な支援体制の整備及び充実に努める。
- (3) 雇用及び就労の促進
 - ・障害者の職業選択の自由を尊重しつつ、能力に応じて適切な職業に従事できるよう、また、職場への定着を促進するよう努める。
- (4) 意思疎通等の手段の利用促進等
 - ・手話、要約筆記、点字その他の障害の特性に応じた障害者の意思疎通並びに情報の取得、利用及び発信のための手段が広く利用されるよう必要な施策を講ずる。
 - ・障害者の意思疎通並びに情報の取得、利用及び発信を支援する者の養成、確保及び資質の向上のために必要な施策を講ずる。
 - ・障害の特性に応じた意思疎通並びに情報の取得、利用及び発信のための手段を利

用して、県政に関する情報を発信するよう努める。

(5) 人材の育成

- ・専門的な知識及び技能を有する人材の育成に努める。

10 施行期日

この条例は、公布日から施行する。ただし、事業者による合理的配慮の提供の義務及び紛争解決体制の整備については、令和6年4月1日から施行する。

パートナーシップ宣誓制度（案）

関連

青少年・男女共同参画課

和歌山県パートナーシップ宣誓制度の概要

■ 本県における現在の取組

夫婦等が対象の県のサービス・制度について、原則、法律婚と同性カップル等を同様に取扱う。

(令和3年9月記者発表)

○対象のサービス・制度… 県営住宅への入居 心身障害者扶養共済制度 等

■ パートナーシップ宣誓制度

一方又は双方が性的少数者である二人が「パートナーシップ関係にある」と宣誓したことを証する受領証を県が交付する制度（法的効力はない。）

1



■ 和歌山県における同制度の特徴

- ・ Web会議システムを活用した本人の意思確認（利便性確保、プライバシーへの配慮）
- ・ 受領証に「子」の氏名等も記載可能（子育てに係る困りごとの軽減）

「和歌山県パートナーシップ宣誓制度」骨子案

1 制度の趣旨・目的

本県では、すべての人が性別や性的指向等に関係なく尊重され、多様な生き方を認め合うことができる社会の実現を目指し、「和歌山県パートナーシップ宣誓制度」を創設する。

これまでも県の行政サービス・制度における、性的少数者の方々の不利益や不都合な取り扱いを解消してきたところであるが、性の多様性に関する法律制定等社会情勢に鑑み、その取扱いを明確にするため、本制度を導入する。

2 定義

- (1) 性的少数者
自己の性的指向（恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向）が異性のみでない者又は自己の性自認（性別についての認識）が出生時に届けられた性と異なる者をいう。
- (2) パートナーシップ関係
互いの人生において、互いに協力して継続的に生活を共にすることを約した一方又は双方が性的少数者である二人の者の間の関係をいう。
- (3) パートナー
パートナーシップ関係にある相手方をいう。
- (4) パートナーシップの宣誓
パートナーと共同して、双方がパートナーシップ関係にあることを知事に対して宣誓することをいう。

3 制度の基本設計

- (1) 制度の名称
「和歌山県パートナーシップ宣誓制度」とする。
- (2) 制度の効力
法律上の婚姻とは異なる制度であり、法的な権利や義務の付与を伴うものではない。また、宣誓を行うことにより、戸籍や住民票の記載が変わることもない。
- (3) 利用対象者
一方又は双方が性的少数者である二者を対象とする。
- (4) 届出要件等
ア 届出要件
① 成年に達した者であること。

- ② パートナーシップの宣誓の当事者のうち、少なくともいずれか一方が県内に住所を有する者であること又は県内に住所を移す予定がある者であること。
- ③ パートナーシップの宣誓のいずれの当事者も、現に婚姻をしておらず、かつ、当該パートナーシップの宣誓に係るパートナー以外の者とパートナーシップ関係にないこと。
- ④ パートナーシップの宣誓に係るパートナーと民法第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができない関係（直系血族若しくは三親等内の傍系血族又は直系姻族）でないこと。ただし、当該関係がパートナー同士の養子縁組によるものであって、養子縁組する前の関係が直系血族又は三親等内の傍系血族ではなかった場合を除く。

イ 提出書類

- ① パートナーシップ宣誓書
- ② 世帯全員の住民票の写し、現に婚姻していないことを証する書類（独身証明書、戸籍抄本等）

4 手続きの方法等

(1) 手続きの窓口

○和歌山県環境生活部県民局青少年・男女共同参画課

(2) 手続きの流れ

○プライバシーへの配慮や利便性を確保するため、電子申請、郵送、Web会議システム（Microsoft Teams）を活用して行う。

○本人確認をWeb会議システムで行うことが困難な場合には、適切な場所を確保して職員が対面で実施する。

事前調整

電子申請又は電話により以下の手続きの日程等を事前調整



書類の事前提出

郵送で書類の提出を受け、書類確認



本人確認

原則としてWeb会議により、本人確認書類(※)の提示を受け確認

※本人確認書類（運転免許証、個人番号カード、パスポート等）

・「氏名及び住所」又は「氏名及び生年月日」を確認できるものであることが前提。

- ・顔写真付きのものは1枚提示、顔写真のないものは2枚以上の提示が必要。



宣誓書受領証の交付

郵送で交付

(3) 宣誓書受領証の交付

ア 証明の内容

- 「二者がパートナーシップ関係にあると宣誓したこと」を証明する宣誓書受領証を交付する。(個人の性自認や性的指向を証明するものではない。)

イ 宣誓書受領証の形式

- 携帯用のカード2枚(宣誓者に1枚ずつ)

ウ 宣誓書受領証の付記事項

- 生計を同一とする未成年の子(当事者のいずれかの実子・養子の氏名及び生年月日)
- 日常的に通称名を使用している場合は、携帯用カードの表面に通称名を記載するとともに、戸籍上の氏名を裏面に記載する。

エ 宣誓書受領証の有効期限

なし

(4) 宣誓書受領証等に関する申立、再発行等

- 宣誓書受領証に氏名及び生年月日を記載された子は、満15歳に達した日以後、記載の削除を求める場合は、申立書の提出により削除を申し立てることができる。
- 紛失、棄損等の理由により、宣誓書受領証の再発行を求める場合は、再交付申請書の提出を要する。

(5) 宣誓書受領証の返還を要する場合

ア 失効する場合

- 宣誓者のパートナーシップ関係が解消されたとき(※)
※パートナー関係破綻等の場合は、双方に返還させる。一方のみから返還された場合は他方に返還を促す。
- 宣誓者がともに県内に住所を有しなくなったとき
- 宣誓者の一方が死亡したとき

イ 無効の場合

- 不正利用等(不正利用、偽造又は変造)があったと知事が認めるとき
- 届出が無効(虚偽の届出、届出要件を充たしていなかった場合)

であったと知事が認めるとき

5 本制度に対応する行政サービスの提供等

○県は、本制度の趣旨を尊重し、法令等の範囲内で行政サービスを提供する。

(例) 県営住宅への入居、県立病院における親族・家族等の対応 など

○市町村や民間事業者等についても、制度の趣旨を理解し、夫婦同等のサービスの提供を行ってもらえるよう県として働きかけていく。

※受領証の提示がなくても利用できるサービスもあるが、受領証を提示することでよりスムーズにサービスを受けることが期待できる。

6 県内市町村の制度との関係

○パートナーシップ宣誓制度を実施している市町村の住民は、県の宣誓書受領証と市町村の受領証のいずれか又は両方の交付を受けることができる。

7 制度運用開始時期

○令和5年度中を予定

令和 5 年度
「人権に関する県民意識調査」及び
「事業所アンケート調査」について

人権局

「人権に関する県民意識調査」等の概要

●事業の内容

人権に関する県民意識調査及び事業所アンケート調査の実施

●調査の目的

近年の社会情勢や価値観の変化に伴う、県民の人権に関する考え方や県内事業所の人権に配慮した取組などを把握し、和歌山県人権施策基本方針をはじめとした人権関係施策の基本的方向を検討するための基礎資料とする。

●調査対象等

(1)調査対象

- ①県民意識調査：満18歳以上の県民から無作為に3,000人を抽出
- ②事業所アンケート調査：県内事業所より従業員規模別に無作為に1,000事業所を抽出

(2)調査方法：郵送によるアンケート用紙の配布・回収

●調査項目

①県民意識調査 24項目

人権全般、女性の人権、子供の人権、高齢者の人権、障害のある人の人権、同和問題（部落差別）、外国人の人権、性的少数者の人権、新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害など

②事業所アンケート調査 18項目

人権に関する取組、CSR、職場におけるハラスメント、障害者差別解消法に関する取組など

●経過

令和4年10月 第1回専門委員会

令和4年12月 第2回専門委員会, 第3回専門委員会

令和5年 6月 調査票発送

調査期間：令和5年6月1日から6月30日まで

「人権に関する県民意識調査」等の結果の概要

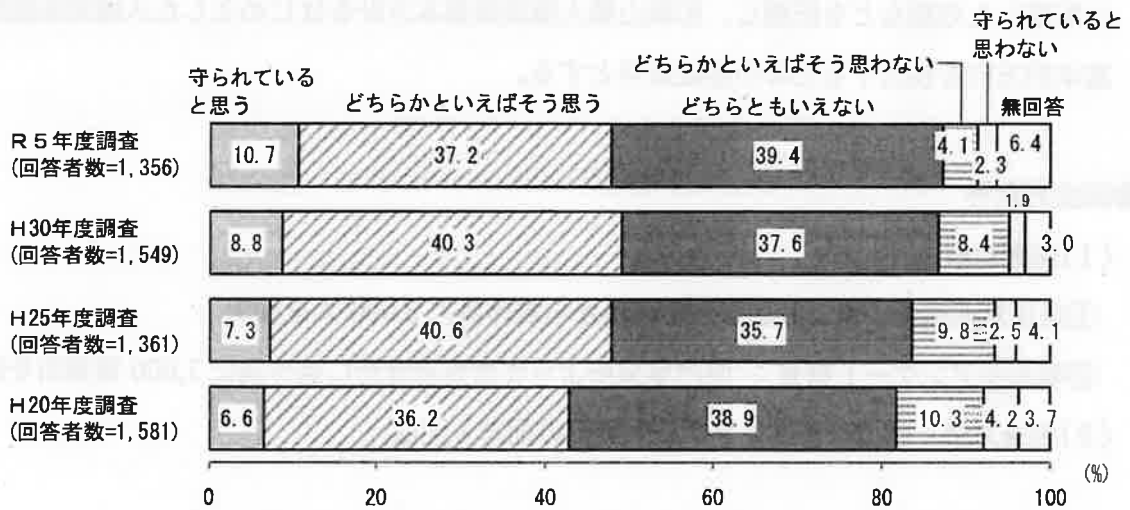
●人権に関する県民意識調査

(1)回収結果

発送数 3,000 人 実発送数 2,982 人 有効回答数 1,356 人 (有効回答率 45.5%)

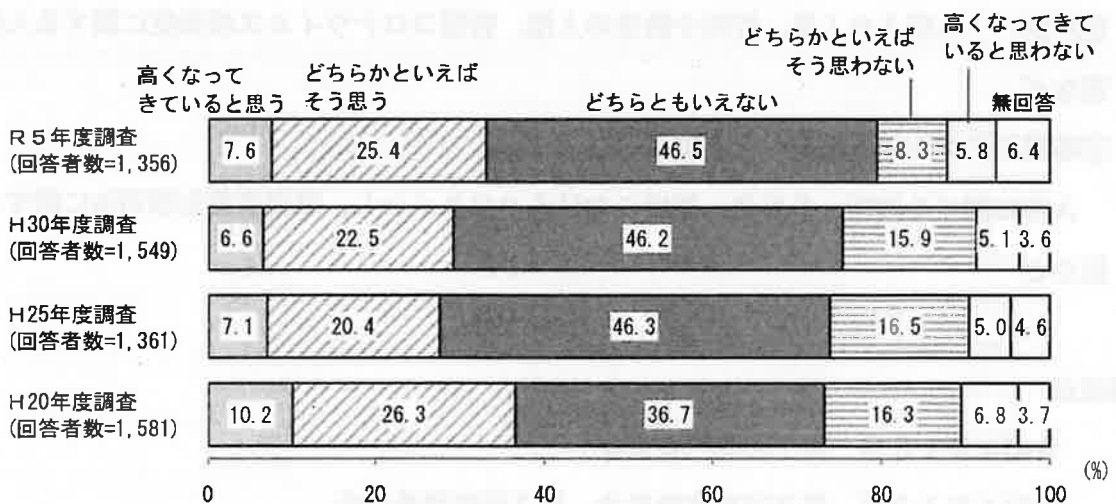
(2)調査結果 (単純集計を抜粋)

問2-A 今の和歌山県では、人権は十分守られていると思いますか



※ H30年度調査までは「そう思う」「まあそう思う」「どちらともいえない」「あまりそう思わない」「そうは思わない」

問2-C 5年前に比べて県民の人権意識は高くなってきていると思いますか



※ H30年度調査までは「そう思う」「まあそう思う」「どちらともいえない」「あまりそう思わない」「そうは思わない」

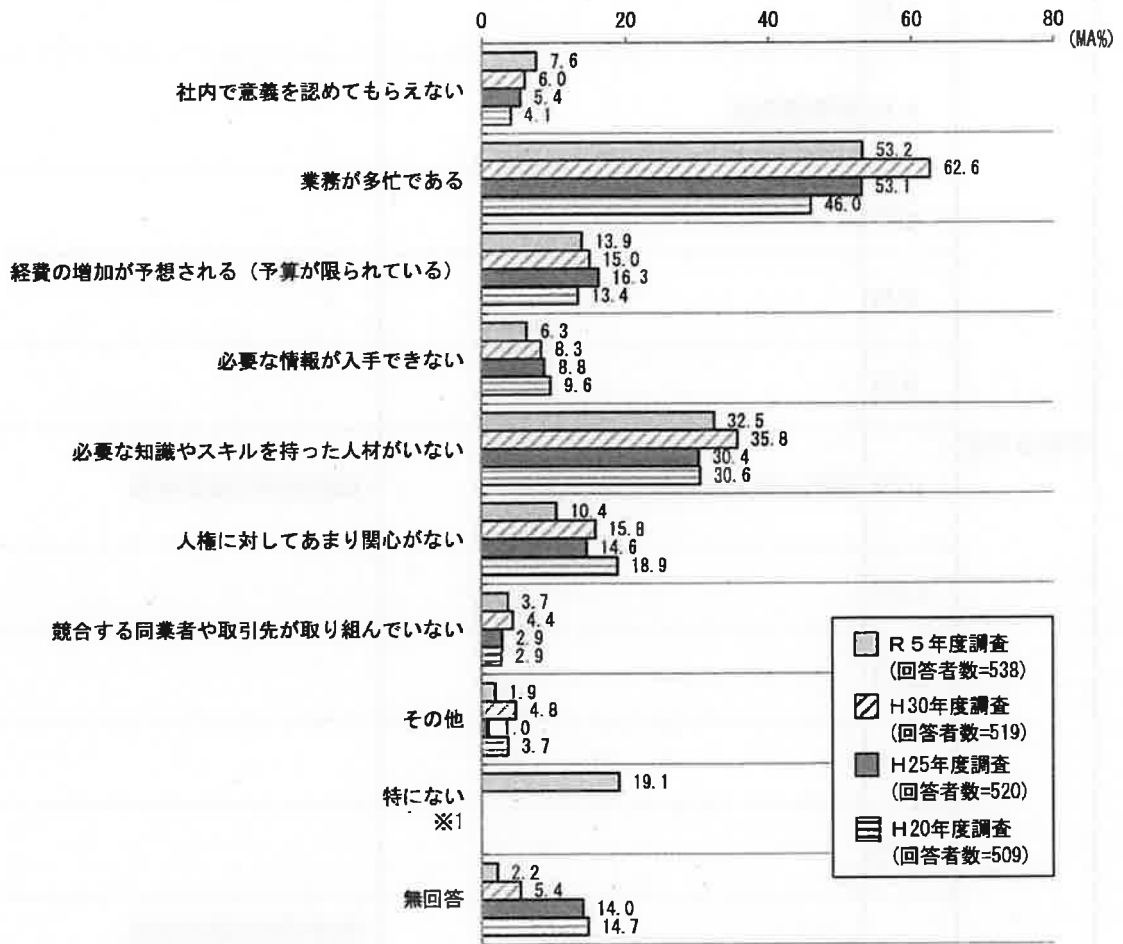
●人権に関する事業所アンケート調査

(1)回収結果 発送数 1,000 事業所 実発送数 982 事業所 有効回答数 538 事業所

(有効回答率 54.8%)

(2)調査結果 (単純集計を抜粋)

問6 人権に関する取組をすすめるうえでの問題点は何ですか (〇はいくつでも)



※1 R5年度調査で新たに設けた選択肢

令和5年度人権に関する県民意識調査及び事業所アンケート調査スケジュール（案）

		和歌山県人権施策推進審議会	
		会 議 名	内 容
令和5年度	4月		
	5月		
	6月	調査票発送	
	7月		
	8月		
	9月		
	10月	和歌山県人権施策推進審議会	・調査結果の概要報告
	11月		
	12月		
	1月		
	2月		
	3月	和歌山県人権施策推進審議会	・調査結果の最終報告 ・基本方針改定にかかる専門委員会の設置
令和6年度	「令和5年度人権に関する県民意識調査及び事業所アンケート調査」結果を受けて、和歌山県人権施策基本方針を改定		

「和歌山県部落差別の解消の推進に
関する条例」の一部改正（案）関係

人 権 局

『和歌山県部落差別の解消
の推進に関する条例』と
県の取り組みについて

人 権 局

『和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例』と県の取り組みについて



条例制定・改正の必要性と背景

① 部落差別の現状

- 部落差別は様々な取組により解決へと向かっているものの、今もなお、個人への誹謗中傷、同和地区の問い合わせ、インターネット上への差別書き込みなどが発生している。
- インターネット上の同和問題に関する調査において、差別書き込みと特定したものについて、プロバイダ等に削除要請を行っているが、削除されないものもある。

② 『部落差別の解消の推進に関する法律』 の制定(H28.12.16施行)

- 今もなお部落差別が発生していることが明記され、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会の実現を目指して制定された。

県部落差別の解消の推進に関する条例

施行日：令和2年3月24日

改正：令和2年12月24日

目的 部落差別のない社会を実現

基本理念

- 部落差別は基本的人権の侵害
- 行政、県民、事業者、関係機関等が
一体となって取り組む



次の項目を規定

- 部落差別の禁止
- 県の責務
- 県民及び事業者、特定電気通信役務提供者の責務

国や他府県にはない本条例の特徴

- ①部落差別は基本的人権の侵害であることを明示
- ②行政、県民、事業者、関係機関等が一体となって、部落差別の解消に取り組むこと
- ③インターネットを利用しての部落差別、結婚や就職の際の身元の調査による部落差別、その他あらゆる行為による部落差別を行ってはならないことを明示
- ④事業者に対して、従業員への人権意識の高揚等の取組を求めていること
- ⑤特定電気通信役務提供者（プロバイダ）の責務を規定

目的（第1条） / 基本理念（第2条）

目的

「日本国憲法」
「部落差別の解消の推進に関する法律」
「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」の理念に則り、
部落差別のない社会を実現

基本理念

- **部落差別は基本的人権の侵害**
- **行政、県民、事業者、関係機関等が
一体となって部落差別の解消に取り組む**

部落差別の禁止（第3条）

- インターネットを利用した部落差別
を行ってはならない
- 結婚及び就職に際しての身元の調査による
部落差別を行ってはならない
- その他あらゆる行為により部落差別
を行ってはならない

県の責務（第4条）

- 国、市町村、県民、事業者、関係機関等と連携し、部落差別の解消のための施策を実施

↳ 第8～11条で規定

- 市町村、県民、事業者、関係機関等の取組を支援

事業者の支援：人権尊重の社会づくり協定



県民・事業者の責務（第5・6条）

【県民】

- 行政が実施する講演会や研修会、啓発活動への参加

【事業者】

- 行政が実施する講演会や研修会、啓発活動への参加
- 自社の従業員の人権意識の高揚を図るための研修

特定電気通信役務提供者の責務（第7条）

- 県等からの削除要請や自主的なパトロールにより、プロバイダ自身が、投稿された情報により
部落差別が行われていることを確認した場合に、
当該情報を削除すること
- 部落差別の情報の削除をするための
約款の策定や改正などの自主規制を行うこと
- インターネット上の掲示板等を利用して、
部落差別を行うことを禁止する旨の広報活動

部落差別の解消のための取組（第8～11条）

部落差別を行った者への対応

- ・ 部落差別を行った人に対し、部落差別を行わないことやインターネット上に投稿した情報を削除することを指導
- ・ 指導に従わない場合は、勧告

教育及び啓発

- ・ 部落差別に関する理解と認識を深めるための
研修会や講演会などの実施

相談体制の充実

- ・ 部落差別に関する相談への対応
- ・ 相談担当職員の資質向上を図るための取組を実施

実態把握

- ・ インターネット上の部落差別に関する書き込みを調査
- ・ 特定した差別書き込みについては、プロバイダ等に対し削除要請

部落差別を行った者への対応 (第8条)

■ 市町村と連携

■ 部落差別の状況を把握

■ 部落差別を行った者に対する説示等

- 部落差別は許されないものであることを説示
- 部落差別を行わないことやインターネット上に投稿した情報を削除することを指導

従わない場合

勸告

教育及び啓発 (第9条)

- HP、テレビ、ラジオ等を活用し、部落差別を行わないよう啓発
- 部落差別に関する理解と認識を深めるための講演会や研修会などの実施



きのくに21 (R2.7月)



同和運動推進月間
特別講演会



同和運動推進
月間
街頭啓発→

啓発資料→

相談体制の充実 (第10条)

■ 部落差別に関する相談への対応

● (公財) 和歌山県人権啓発センター

・ 人権ホットライン【電話相談】

TEL:073-421-7830 (ナヤミゼロ)

・ 法律相談 第2・4木曜日 (事前予約)

TEL:073-435-5420

FAX:073-435-5421

● 県人権政策課 ※各振興局総務県民課でも実施

TEL:073-441-2563

FAX:073-433-4540

■ 相談担当者の資質向上を

図るための取組を実施

実態把握 (第11条)

■ 部落差別解消推進法に基づき

国が実施する調査への協力

■ 部落差別の解消のための施策の展開に

必要な調査の実施

● インターネット上の部落差別に
関する書き込みの調査

● 県が特定した差別書き込みについては、
プロバイダ等に対し削除要請

● 同和問題 (部落差別) に関する意識調査

同和問題（部落差別）に関する県民意識調査

1 調査目的

県民の同和問題（部落差別）に関する意識等の実態を把握し、これまで実施してきた施策の効果検証と今後の施策の方向性を導き出すための基礎資料とするため

2 調査対象

県内に在住の18歳以上の県民

3 調査実施時期

令和4年6月1日（水）～6月30日（木）

4 調査方法

郵送による調査票の配付・回収（WEB回答も可能）

5 有効回答数

実発送数 2,911人

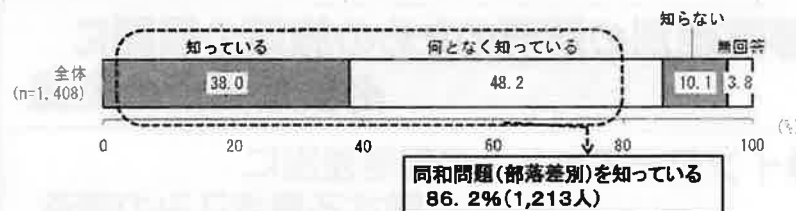
有効回答数（率）1,408件（48.4%）

[うちWEB回答291件（10.0%）]

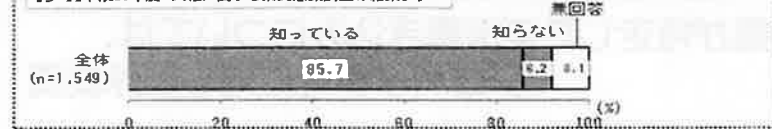
県民の同和問題の認知度

同和問題について、「何となく知っている」が48.2%で最も多く、次いで「知っている」が38.0%で、両者をあわせた認知率は86.2%となっている。一方、「知らない」は10.1%となっている。

◆問 あなたは、同和問題（部落差別）といわれるものがどういうものか知っていますか。（〇はひとつ）



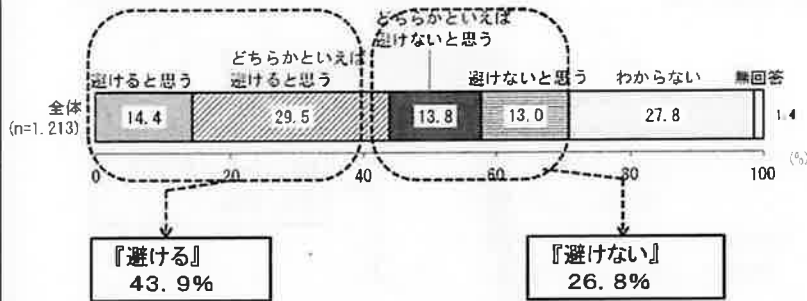
【参考】平成30年度 人権に関する県民意識調査の結果より



同和地区にある物件に対する忌避意識

同和地区にある物件の新居を選ぶ際、「どちらかといえば避けると思う」が29.5%で最も多く、「避けると思う」(14.4%)をあわせて『避ける』は43.9%となっている。一方、「どちらかといえば避けないと思う」(13.8%)と「避けないと思う」(13.0%)をあわせて『避けない』は26.8%で、『避ける』の方が17.1ポイント高くなっている。

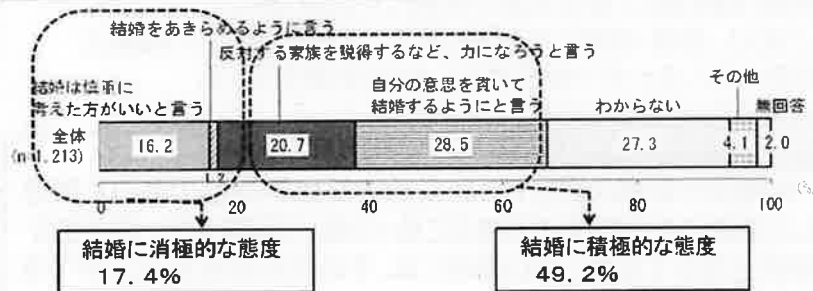
◆問 引っ越しなどにあたって、新たに住まいを選ぶ際に、物件が同和地区にある場合、あなたはどうされますか。(〇はひとつ)



同和地区の人との結婚に家族から反対されている親類に相談を受けた場合の態度

同和地区の人との結婚に家族から反対されている親類に相談を受けた場合の態度について、「自分の意思を貫いて結婚するよにと言う」が28.5%で最も多くなっており、「わからない」が27.3%でこれに次いでいる。一方、「結婚は慎重に考えた方がいいと言う」は16.2%、「結婚をあきらめるよに言う」は1.2%で、結婚に消極的な態度の回答は17.4%となっている。

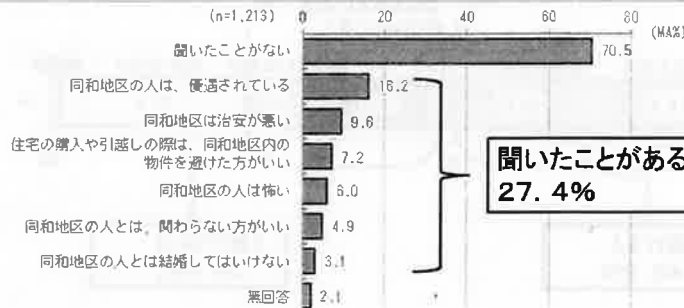
◆問 あなたの親類が結婚したいと思っている相手が同和地区の人で、そのことを理由に家族から結婚を反対されているとします。そのことについて相談を受けた場合、あなたはどのような態度をとると思いますか。(〇はひとつ)



この5年間で直接聞いたことがある同和問題（部落差別）に関する発言

この5年間で直接聞いたことがある同和問題（部落差別）に関する発言について、「聞いたことがない」が70.5%で最も多い。一方、聞いたことがある人は27.4%で、その内容は、「同和地区の人は、優遇されている」が16.2%で最も多く、次いで「同和地区は治安が悪い」が9.6%、「住宅の購入や引っ越しの際は、同和地区内の物件を避けた方がいい」が7.2%となっている。

◆問 あなたは、この5年間くらいの間に、同和問題（部落差別）に関して次のような発言を直接聞いたことがありますか。（〇はいくつでも）
※SNSやブログ等を含むインターネット上の書き込みは除いてください。



部落差別の解消に向けた新たな取り組み

- 意識調査の結果からも、表面化していなくても差別意識を持つ人が少なからずいる。
- 今もなお、許しがたい差別が発生。
- 自分が意図しない状況下でも差別発言等と出会う可能性がある。

- 結婚、就職や不動産取引など、自身の身近な問題となった場合には、調査行為を通じて部落差別が具現化する恐れあり。
- とりわけ、結婚・就職に伴う身元調査や不動産の取引に関連した調査は個人の人生や資産価値に大きな影響を与える。

県条例の改正にむけて

結婚及び就職に際しての身元調査又は不動産の取引に関連した調査に係る部落差別をおこなった県内事業者が、県からの勧告を受けても従わない場合には、その旨を公表することができるように改正を予定。

資料 4 - 2

部落差別事件概要

人 權 局

○市町村、県の機関から報告のあった部落差別事象(令和5年度)

【概要】

- ・令和5年度8月末時点においては、部落差別に関して3件の報告があった。
- ・内訳は、差別発言が1件、差別表現が2件であった。

	報告月	内容(発生場所)	条例の適用	
			説示・促し	勧告
①	5	メールによる差別表現(県)	あり	行為者未特定 ×
②	7	電話による差別発言(警察本部)	なし	—
③	8	メールによる差別表現(市町村)	なし	—

○市町村、県の機関から報告のあった部落差別事象(令和4年度)

【概要】

- ・令和4年度においては、部落差別に関して11件の報告があった。
- ・内訳は、差別発言が10件、同和地区の問い合わせが1件。

	報告月	内容(発生場所)		条例の適用	
				説示・促し	勧告
①	5	電話による差別発言(市町村)	なし	—	—
②	6	電話による同和地区の問い合わせ(市町村)	なし	—	—
③	6	電話による差別発言(県)	あり	行為者未特定	×
④	7	宿泊施設経営者による差別発言(市町村)	なし	—	—
⑤	7	電話による差別発言(県)	あり	行為者未特定	×
⑥	12	電話による差別発言(県)	あり	○	×
⑦	2	来庁者による差別発言(市町村)	なし	—	—
⑧	3	電話による差別発言(県)	あり	行為者未特定	×
⑨	3	電話による差別発言(市町村)	なし	—	—
⑩	3	来庁者による差別発言(県)	あり	○	×

※教育関係

	報告月	内容(発生場所)		条例の適用	
				説示・促し	勧告
①	1	生徒による差別発言(市町村)	なし	—	—

○市町村、県の機関から報告のあった部落差別事象(令和3年度)

【概要】

- ・令和3年度においては、部落差別に関して15件の報告があった。
- ・内訳は、差別発言が10件、差別表現が4件、同和地区の問い合わせが1件であった。

	報告月	内容(発生場所)		条例の適用	
				説示・促し	勧告
①	4	電話による同和地区の問い合わせ(県)	あり	○	×
②	5	電話による差別発言(県)	あり	行為者未特定	×
③	5	メールによる差別表現(県)	あり	○	×
④	6	電話による差別発言(県)	あり	○	×
⑤	6	来庁者による差別発言(市町村)	なし	—	—
⑥	7	メールによる差別表現(県)	あり	行為者未特定	×
⑦	8	電話による差別発言(県)	あり	行為者未特定	×
⑧	8	メールによる差別表現(市町村)	なし	—	—
⑨	8	メールによる差別表現(県)	あり	行為者未特定	×
⑩	8	電話による差別発言(県)	あり	行為者未特定	×
⑪	9	電話による差別発言(市町村)	なし	—	—
⑫	12	電話による差別発言(県)	あり	行為者未特定	×
⑬	1	電話による差別発言(県)	あり	行為者未特定	×
⑭	1	住民による差別発言(市町村)	あり	○	×

※教育関係

	報告月	内容(発生場所)		条例の適用	
				説示・促し	勧告
①	6	小学校長による差別発言(市町村)	なし	—	—

○市町村、県の機関から報告のあった部落差別事象(令和2年度)

【概要】

- ・令和2年度においては、部落差別に関して23件の報告があった。
- ・内訳は、差別発言が16件、差別表現が4件、同和地区の問い合わせが3件であった。

	報告月	内容(発生場所)		条例の適用	
				説示・促し	勧告
①	4	電話による差別発言(市町村)	なし	—	—
②	4	電話による差別発言(市町村)	なし	—	—
③	5	電話による差別発言(県)	あり	行為者未特定	×
④	5	入院患者による差別発言(県)	あり	○	×
⑤	6	電話による差別発言(県)	あり	行為者未特定	×
⑥	6	電話による差別発言(市町村)	なし	—	—
⑦	6	投書による差別表現(県)	あり	行為者未特定	×
⑧	7	ガードレールへの差別落書き(市町村)	なし	—	—
⑨	7	電話による差別発言(県)	あり	行為者未特定	×
⑩	7	電話による差別発言(市町村)	なし	—	—
⑪	8	電話による差別発言(県)	あり	行為者未特定	×
⑫	9	電話による差別発言(県)	あり	行為者未特定	×
⑬	11	電話による差別発言(市町村)	なし	—	—
⑭	11	同和地区の問い合わせ(市町村)	なし	—	—
⑮	11	電話による差別発言(県)	あり	○	×
⑯	11	電話による差別発言(県)	あり	行為者未特定	×
⑰	11	同和地区の問い合わせ(県)	あり	○	×
⑱	1	ガードレールへの差別落書き(市町村)	なし	—	—
⑲	3	同和地区の問い合わせ(市町村)	なし	—	—

※教育関係

	報告月	内容(発生場所)		条例の適用	
				説示・促し	勧告
①	4	はがきによる差別表現(県教育委員会)	あり	他県と対応協議中	×
②	8	電話による差別発言(県教育委員会)	あり	行為者未特定	×
③	12	生徒による差別発言(市町村)	なし	—	—
④	2	生徒による差別発言(市町村)	なし	—	—

資料 4 - 3

モニタリング概要

人 権 局

○同和問題に関するモニタリングについて

【モニタリング】

- ・インターネット上の部落差別の書き込みを調査
- ・部落差別と特定した書き込みについては、県からプロバイダ等に削除依頼を実施

【モニタリング実施結果及び削除率】

※令和5年9月末時点

	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
確認レス件数	20,617件	246,224件	165,628件	194,547件	195,455件
うち差別書込件数	634件	433件	252件	339件	362件
うち削除件数	133件	152件	116件	46件	83件
削除率	21.0%	35.1%	46.0%	13.6%	22.9%

資料 4 - 4

個人情報保護法第26条第2項第2号ニ該当する個人情報の取扱いについて
本件において、当該個人情報の取扱いが、当該個人情報の利用目的の達成に必要と認められる範囲内であると認められる。

個人情報保護法第26条第2項第2号ニ該当する個人情報の取扱いについて

項目	内容	項目	内容	項目	内容
項目	内容	項目	内容	項目	内容
項目	内容	項目	内容	項目	内容
項目	内容	項目	内容	項目	内容
項目	内容	項目	内容	項目	内容

パブリックコメント関連

人 権 局

「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」の一部改正（案） に関する県民意見募集について

部落差別については、「部落差別の解消の推進に関する法律」や「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」に基づき、相談体制の充実や教育・啓発など様々な施策の推進により、解消に向けて取り組んでいます。依然として、行政機関への同和地区の問い合わせやインターネット上における差別書き込み等の許し難い差別が発生しています。

また、令和4年6月に実施した「同和問題（部落差別）に関する県民意識調査」の結果では、同和地区の人との結婚に否定的な意識をもつ人は回答者の1/6を超えるとともに、同和地区にある物件に対して忌避意識を持つ人は4割以上に及び、調査行為などを通じて部落差別が生じる可能性があります。

県では、これら悪質な身元調査等に対する取り組みとして標記条例の改正を検討しています。

つきましては、この度、標記条例に係る改正概要案をまとめましたので、県民の皆様からの御意見を募集いたします。

1 意見の募集期間

令和5年9月1日（金）から令和5年9月30日（土）24：00まで

2 改正概要案の閲覧方法

(1)インターネット（和歌山県ホームページ） ※常時閲覧可能

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/021400/jinken.html>

(2)改正概要案の備え付け場所

①和歌山県情報公開コーナー（県庁本館2階）

②県庁人権政策課（県庁本館2階）

③各振興局地域振興部総務県民課

※なお閲覧時間については、以下のとおり。

①：祝日を除く月曜日から金曜日までの9時から17時まで

②③：祝日を除く月曜日から金曜日までの9時から17時45分まで

3 意見の提出方法

件名に「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例の一部改正に対する意見」と明記の上、下記のいずれかの方法により御提出ください。

(1)郵送（持参可） 〒640-8585（住所記載不要） 県庁人権政策課あて

(2)FAX 073-433-4540

(3)メール e0214001@pref.wakayama.lg.jp

4 意見の提出に係る留意事項

(1)様式は自由ですが、以下の内容を記載してください。

①住所、②氏名、③電話番号、④御意見

(様式例を別紙のとおり作成していますので、参考にしてください。)

なお、団体にあつては、

①主たる事務所の所在地、②団体の名称及び代表者氏名、③電話番号、④御意見を記載してください。

(2)御意見は簡潔かつ明瞭に、日本語で記入してください。

(3)口頭及び電話での御意見は、受付いたしませんので、御了承ください。

(4)郵送による意見受付の締切は、令和5年9月29日(金)17:45(必着)となりますので御注意ください。

(5)FAX・メールによる意見受付の締切は、令和5年9月30日(土)24:00(必着)となります。

5 提出いただいた意見の取扱い

(1)御意見に対する個別の回答はいたしませんので、御了承ください。

(2)類似する意見を取りまとめ、県の考え方とともに県ホームページで公表します。

(3)単に賛否を示した意見や趣旨が不明瞭なもの、改正案に関係のない意見等については、県の考え方を示すことはいたしません。

(4)提出いただいた書類は返却いたしません。

(5)御記入いただいた個人情報、今回の意見募集以外には使用いたしません。

「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」の 一部改正（案）について

（条例改正に至る）背景

1 部落差別の現状

- (1) 部落差別については、「部落差別の解消の推進に関する法律」や「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」に基づき、相談体制の充実や教育・啓発など様々な施策の推進により、解消に向けて取り組んでいるが、依然として、行政機関への同和地区の問い合わせやインターネット上における差別書き込み等の許し難い差別が発生している。
- (2) 令和4年6月に実施した「同和問題（部落差別）に関する県民意識調査」の結果では、この5年間で「同和地区は治安が悪い」や「同和地区の物件は避けた方がよい」などの発言を聞いたことがある人が回答者（1,213件）の3割弱いたほか、同和地区の人との結婚に否定的な意識を持つ人は1/6を超え、同和地区にある物件に対して忌避意識をもつ人は4割以上に及びなど、県民の部落差別に関する意識の現状がわかった。

2 事業者の社会的責任

近年、事業者は事業活動において、社会的公正などへの配慮に取り組み、従業員や地域社会などの関係者に対して責任ある行動をとることが強く求められており、人権尊重の視点に立った活動を行うことが重要な課題となっている。

改正の理由

今もなお部落差別が発生し、また、表面化していなくても差別意識を持つ人が少なからずおり、さらには、インターネット上など自分が意図しない状況下でも差別発言等と出会う可能性がある中、自身の身近な問題となった場合には、調査行為を通じて部落差別が具現化する恐れがある。

とりわけ、結婚・就職に伴う身元調査は個人の人生を左右する大きな問題であり不動産の取引に関連した調査は個人の財産・資産価値に悪影響を及ぼすことから、下記のとおり規定を追加する。

改正案

結婚及び就職に際しての身元調査又は不動産の取引に関連した調査に係る部落差別を行った県内事業者が、県から必要な説示等を受けても、これに従わず、さらに県から勧告を受けても従わない場合には、その旨を公表することができるよう明記。

「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」の一部改正（案）に対する意見結果

【募集期間】 令和5年9月1日（金）から令和5年9月30日（土）24時00分まで

【募集結果】 5名8件

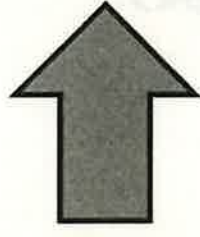
番号	該当項目	御意見の要旨
1	全般	「部落差別」とは、具体的にどのような行為をさし、どのように判定するのかわからない。
2	全般	身分制度がなくなり、また、行政による特定した地域の格差解消のための事業が終了したことで、いわゆる「部落」と規定される地域はなくなった。 本改正案のようにペナルティを課すよりも、県内に「部落」は存在しないことを県民や全国民に宣言し、今の時代、調査をしても意味がないということを分からせるべきである。
3	全般	法律や条例で「部落差別は存在する」と書かれていることや、「現在も部落差別は存在する」との啓発を続けることが原因で、県民が「同和地区」と聞くと結婚や就職に差別があると意識しているため、法律や条例、啓発を廃止すべきである。
4	公表の対象	差別はすべて許されるものではないため、すべての差別事象を公表の対象とすべきである。
5	公表の対象	<ul style="list-style-type: none"> ・県内に本社や本部を置く場合に限らず、事業所を置く場合も「県内事業者」に含むことを条例に明記してほしい。 ・個人事業者も対象であることを周知してほしい。
6	公表の対象	<ul style="list-style-type: none"> ・県内居住者の結婚及び就職に際しての身元調査全般及び県内不動産の取引に関する調査全般を県外事業者が行った場合も、公表の対象であると条例に明記してほしい。 ・県外居住者の結婚及び就職に際しての身元調査及び県外不動産の取引に関する調査を県内事業者が行った場合も、公表の対象とする必要がある。
7	その他	インターネットへの投稿により差別を行った場合、現行制度では、誰が投稿したか特定することが難しいため、国に對して、すぐに投稿者の特定が可能となる制度となるように働きかけることを急ぐべきである。
8	その他	社会問題としての部落問題は、最終的解決を見通せる段階に到達した。そうした状況下で、一部によるゆがんだ同和行政が最終的解決の一番のネックになっており、一日も早くこの問題を解消することが地方行政の責任である。条例改定する前に、ゆがんだ同和行政をやめるべきである。

条例改正に伴う
人権施策推進審議会の役割について
(検討事項)

人 権 局

条例改正に伴う人権施策推進審議会の役割について (検討事項)

部落差別の解消の推進に 関する条例(改正案)	○ 県は勧告(現行条例第8条)をしようとする時は、あらかじめ人権施策推進審議会の意見を聴くことを追加。
---------------------------	---



人権尊重の社会づくり 条例(改正案)	○ 審議会の審議事項(条例第5条)に、 <u>部落差別の解消の推進に関する条例に規定する左記内容を追加。</u>
-----------------------	--

改正の理由

- ① 現行条例においては説示・促しや勧告など相手方に不利益な取り扱いが想定されていなかった。
- ② 公表制度を設けるにあたり、事実上の「社会的制裁」の効果が否めないため、慎重な手続きを設定する必要あり。
- ③ 審議会委員は部落差別をはじめとする各人権課題に対する専門家や弁護士が就任しており、専門的な知見による公正中立な助言が可能。
- ④ 各分野別課題から専門家が就任していることから、部落差別を含む複合差別に対しても適格な助言が可能。

和歌山県人権侵害事件対策委員会設置要綱

(名称)

第1条 本会は、和歌山県人権侵害事件対策委員会という。

(目的)

第2条 本会は、次の事項を目的とする。

- (1) 差別事件の参考対応方法（市町村）に基づく「差別事件処理対策会議」が人権侵害事件に関する対応の適切かつ迅速的、効果的解決を図るための必要な助言を行うこと。
- (2) 差別事件への対応方法（県の組織内で起こった場合）に基づく「調査対策委員会」が人権侵害事件に関する対応の適切かつ迅速的、効果的解決を図るための必要な助言を行うこと。

(業務)

第3条 本会は、前条の目的を達するため、次の業務を行う。

- (1) 人権侵害事件のうち「県域として取り組まなければならないケース」に係る対応について、「差別事件処理対策会議」からの諮問に対し意見を述べること。
- (2) 人権侵害事件のうち「県職員が当事者となるケース」に係る対応について、「調査対策委員会」からの諮問に対し意見を述べること。
- (3) その他「差別事件処理対策会議」又は「調査対策委員会」が必要と認める業務

(組織)

第4条 本会は、和歌山県人権施策推進審議会（以下「審議会」という）の委員をもって組織する。

(役員)

第5条 本会に、会長及び副会長を置く。

- (1) 会長には、審議会の会長を充てる。
- (2) 副会長は、会長が指名する。

(会長)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

(副会長)

第7条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第8条 本会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 本会は、必要に応じ、関係者の出席を求め意見を聞くことができる。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(事務)

第9条 本会の事務は、企画部人権局人権政策課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年12月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

關係法令

人權局

和歌山県人権尊重の社会づくり条例

平成14年3月26日
和歌山県条例第16号

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。世界人権宣言にうたわれているこの理念は、人類普遍の原理であり、日本国憲法の精神にかなうものである。

この理念の下に、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別等を理由としたあらゆる人権侵害や不当な差別が行われることなく、すべての人の人権が尊重される社会をつくることは、私たちみんなの願いである。

同時に、私たちは、社会の構成員としての責任を自覚し、常に他者の人権の尊重を念頭に置いて、自らの人権を行使するようにしなければならない。

このような認識に立ち、私たちは、現在及び将来の県民が人権という普遍的な文化が根付いた平和で明るい社会の豊かさを等しく享受できるようにすることが、私たちの責務であると確信する。

ここに、私たちは、自然と人間との共生を目指す和歌山県で、人権尊重の社会づくりを進めるために、不断の努力を傾けることを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重の社会づくりに関し、県及び県民の責務を明らかにするとともに、その施策の推進に必要な事項を定め、もってすべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を図ることを目的とする。

(県の責務等)

第2条 県は、前条の目的を達成するため、人権意識の高揚を図るための施策その他の人権尊重の社会づくりに関する施策（以下「人権施策」という。）を積極的に推進するものとする。

- 2 県は、人権施策の推進に当たっては、国及び市町村と連携するものとする。
- 3 県は、市町村が実施する人権施策について、必要な助言その他の支援を行うものとする。
- 4 県は、人権施策の推進に当たっては、人権に関する実態の把握に努めるとともに、県が実施した人権施策について定期的に公表するものとする。

(県民の責務)

第3条 県民は、互いに人権を尊重し、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを自覚して、人権意識の高揚に努めるとともに、家庭、地域、学校、職域その他の社会のあらゆる分野において人権尊重の社会づくりに寄与するよう努めなければならない。

(人権施策基本方針)

第4条 知事は、人権施策の総合的な推進を図るための基本となる方針（以下「人権施策基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 人権尊重の社会づくりの基本理念
 - 二 人権意識の高揚を図るための施策に関する事。
 - 三 人権に関する相談支援体制の整備に関する事。
 - 四 人権問題における分野ごとの施策に関する事。
 - 五 その他人権施策を推進するために必要な事項
- 3 知事は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ和歌山県人権施策推進審議会の意見を聴かななければならない。

(和歌山県人権施策推進審議会の設置等)

第5条 和歌山県人権施策推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、人権施策基本方針に関する事項を審議するほか、知事の諮問に応じ、人権尊重の社会づくりに関する基本的事項を審議する。
- 3 審議会は、人権尊重の社会づくりに関する基本的事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(審議会の組織等)

第6条 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、人権に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の委員の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

○和歌山県人権施策推進審議会規則

平成14年3月29日

規則第41号

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山県人権尊重の社会づくり条例(平成14年和歌山県条例第16号)第7条の規定に基づき、和歌山県人権施策推進審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の全員が新たに任命された後最初に開催される審議会の会議は、知事が招集する。

(平31規則4・一部改正)

2 会長は、審議会の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第4条 会長は、必要があると認める場合は、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(平19規則69・一部改正)

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画部人権局人権政策課において処理する。

(平15規則58・平16規則16・一部改正)

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月28日規則第58号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月30日規則第16号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年7月6日規則第69号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年2月5日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人権施策推進審議会運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、和歌山県人権施策推進審議会規則（平成14年和歌山県規則第41号）第7条に基づき、和歌山県人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(会議)

第2条 審議会会長は、審議会の円滑な運営に関し必要な事項を協議するために、審議会委員の全部又は一部による会議を開催することができる。

2 審議会の運営に関して開催する会議（以下「会議」という。）は、以下のとおりとする。

(1) 審議会の運営のための小委員会

(2) 全員協議会

(3) 専門委員会

3 前項第1号及び第2号に規定する会議は、審議会会長が招集し、議長となる。

4 第2項第3号に規定する会議は、審議会会長が招集し、議長は専門委員会委員の互選により決定する。

5 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

6 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員)

第3条 前条第2項第1号及び第3号の会議の委員については、審議会会長が審議会に諮って決めるものとする。

(庶務)

第4条 会議の庶務は、企画部人権局人権政策課において処理する。

附 則

この要綱は、平成18年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月4日から施行する。

○和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例

令和2年3月24日

条例第10号

改正 令和2年12月24日条例第63号

和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例をここに公布する。

和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法、部落差別のない社会を実現することを目的とする部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号)及び全ての県民の人権が尊重される豊かな社会の実現を図ることを目的とする和歌山県人権尊重の社会づくり条例(平成14年和歌山県条例第16号)の理念にのっとり、部落差別の解消を推進するために必要な事項を定めることにより、部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 部落差別は基本的人権の侵害であり、何人も部落差別を行ってはならないという理念にのっとり、部落差別の解消のための取組は、国、県、市町村、県民、事業者、関係機関等が相互に協力して行うものとする。

(部落差別の禁止)

第3条 何人も、インターネットを通じて、公衆による閲覧、複写その他の利用をすることが可能な情報を提供することにより、部落差別を行ってはならない。

2 何人も、結婚及び就職に際しての身元の調査、並びにその他の行為により部落差別を行ってはならない。

(県の責務)

第4条 県は、第1条の目的を達成するため、部落差別の解消に関し必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、前項に定める施策の推進に当たっては、国、市町村、県民、事業者、関係機関等との連携を図るものとする。

3 県は、部落差別の解消に関して、市町村が実施する施策、並びに県民、事業者、関係機関等の取組に必要な情報の提供及び助言、その他の支援を行うものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、部落差別の解消のために必要な役割を果たすよう努めるものとする。

2 県民は、県及び市町村が実施する部落差別の解消のための施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、部落差別の解消のために、従業員の人権意識の高揚、その他必要な取組を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、県及び市町村が実施する部落差別の解消のための施策に協力するものとする。

(特定電気通信役務提供者の責務)

第7条 特定電気通信役務提供者(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号。以下「法」という。)第2条第3号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。以下同じ。)は、部落差別の解消のために必要な役割を果たすよう努めるものとする。

2 特定電気通信役務提供者は、県及び市町村が実施する部落差別の解消を推進するための施策に協力するものとする。

3 特定電気通信役務提供者は、前2項に定めるもののほか、インターネット上において、その用いる法第2条第2号に規定する特定電気通信設備の記録媒体(当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。)に情報を記録し、又は当該電気通信設備の送信装置(当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。)に情報が入力されることによって部落差別が行われていることを確認したときは、当該提供されている情報(次条において「提供情報」という。)の送信を防止する措置を行うものとする。

(令2条例63・追加)

(部落差別への取組)

第8条 県は、市町村との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、第3条第1項の規定に違反して部落差別を行った者に対して必要な説示をするとともに、部落差別を行わないこと及び提供情報を削除することを促すものとする。

2 県は、市町村との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、第3条第2項の規定に違反して部落差別を行った者に対して必要な説示をするとともに、部落差別を行わないよう促すものとする。

3 県は、第1項の規定による必要な説示を行い、部落差別を行わないこと及び当該情報を削除することを促しても、これに従わない場合には、同項に規定する者に対し、部落差別を行わないこと及び提供情報を削除することを、勧告するものとする。

- 4 県は、第2項の規定により必要な説示を行い、促しても、これに従わない場合には、同項に規定する者に対し、部落差別を行わないよう、勧告するものとする。
- 5 県は、第1項の規定に関わらず、市町村に対し、第3条第1項の規定に違反して部落差別を行った者に対して必要な説示をし、部落差別を行わないこと及び提供情報を削除することを促すよう、要請することができるものとする。
- 6 県は、第2項の規定に関わらず、市町村に対し、第3条第2項の規定に違反して部落差別を行った者に対して必要な説示をし、及び部落差別を行わないよう促すことを、要請することができるものとする。

(令2条例63・旧第7条線下・一部改正)

(教育及び啓発)

第9条 県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

(令2条例63・旧第8条線下)

(相談体制の充実)

第10条 県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、部落差別に関する相談に応ずるものとする。

2 県は、部落差別に関する相談に的確に応ずるため、相談に応ずる者の資質の向上を図る等必要な施策を講ずるよう努め、相談体制の充実を図るものとする。

(令2条例63・旧第9条線下)

(部落差別の実態把握)

第11条 県は、部落差別の解消の推進に関する法律第6条の規定による国が行う調査に協力するとともに、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、必要に応じて、情報化の進展に伴う部落差別に関する状況の変化も踏まえ差別の実態の把握を行うものとする。

(令2条例63・旧第10条線下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年12月24日条例第63号)

この条例は、公布の日から施行する。